

指定訪問介護事業運営規程

(介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 英会が運営する「訪問介護 栄華の里」(以下「事業」という。)の管理運営について必要な事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護、又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護等の事業は、利用者が要介護、要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域と結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護 栄華の里
- (2) 所在地 児玉郡上里町大字七本木 3317-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、居宅介護支援事業者に対する必要な情報の提供等を行う。

- (3) 訪問介護員 2.5人以上

指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日(12月29日～1月3日は除く)

- (2) 営業時間 8:00 から 18:00
- (3) 連絡体制 電話により、24 時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容)

第 6 条 指定訪問介護の内容

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業の内容
- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村長が定める基準上の額とする。

2 第 8 条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実地地域を超えた地点から 10 キロメートル未満 150 円、10 キロメートル以上 200 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、上里町、本庄市、神川町、美里町とする

(緊急時における対応方法)

第 9 条 指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 12 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適

切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6か月以内

（2）継続研修

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人英会と事業所の管理者の協議にもとづいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。